証券コード 7279

HI-LEX
株式会社ハイレックスコーポレーション

第77期
定時株主総会
招集ご通知

日　時

2021年1月23日（土曜日）午前10時

場　所

兵庫県宝塚市栄町一丁目１番33号
宝塚ホテル １階 宝寿の間

本株主総会の会場は前回と異なっておりますので、ご来場の際は末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」を参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】
　新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場は極力お控えいただけますよう、お願い申し上げます。なお、議決権は、郵送又はインターネット等によりご行使いただけますので、本「招集ご通知」の「議決権行使についてのご案内」に従って、ご行使くださいますようお願い申し上げます。
　また、今回のお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

決議事項
第１号議案 剰余金の処分の件
第２号議案 取締役７名選任の件

目次

■第77期定時株主総会招集ご通知…………………………　1

（添付書類）

■事業報告…………………………………………………　4

■連結計算書類……………………………………………21

■計算書類…………………………………………………24

■監査報告書………………………………………………27

■株主総会参考書類………………………………………32

証券コード 7279
2020年12月30日

株 主 各 位

兵庫県宝塚市栄町一丁目12番28号
株式会社ハイレックスコーポレーション
代表取締役社長　寺　浦　太　郎

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場は極力お控えいただけますよう、お願い申し上げます。なお、議決権は、書面（郵送）またはインターネット等により行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、２頁の「議決権行使についてのご案内」に従って2021年１月22日（金曜日）当社営業時間終了の時（午後５時20分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　　時　2021年１月23日（土曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
2．場　　　所　兵庫県宝塚市栄町一丁目１番33号
　　宝塚ホテル　１階　宝寿の間

本株主総会の会場は前回と異なっておりますのでご来場の際は末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」を参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

3．目 的 事 項
報 告 事 項
1．第77期（2019年11月１日から2020年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第77期（2019年11月１日から2020年10月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.hi-lex.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎法令及び当社定款第17条の規定に基づき、本招集ご通知に添付すべき書類のうち連結計算書類の連結注記表と計算書類の個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.hi-lex.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類への記載のもののほか、この連結注記表及び個別注記表として表示すべき事項も含まれております。

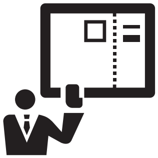

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年１月23日（土曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年１月22日（金曜日）
午後５時20分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年１月22日（金曜日）
午後５時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

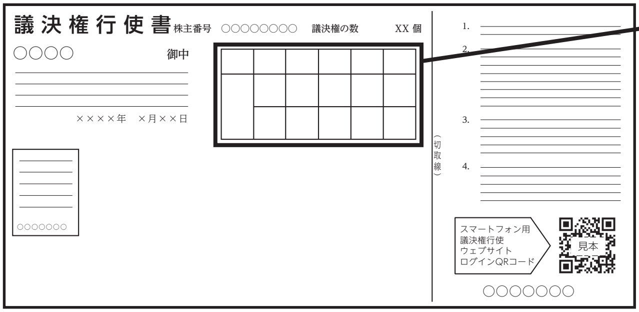

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案
- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案
- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法
「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

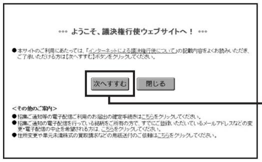

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

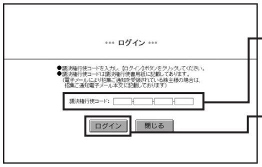

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120−652−031（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00〜21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

（添付書類）

事　業　報　告（2019年11月１日から 2020年10月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

(1)　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米中間の通商問題を巡る緊張、中国経済の先行き不透明感、英国のEU離脱、中東地域を巡る情勢、金融資本市場の変動、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大等による影響から、不透明な状況で推移いたしました。各地域別での世界経済は、米国では新型コロナウイルス感染症の拡大により、景気は依然として厳しい状況にあるものの持ち直しの動きがみられ、中国では景気は持ち直しております。欧州では景気の持ち直しの動きがみられますが、同感染症の再拡大が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがあります。日本経済においては、同感染症拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって景気の持ち直しの動きが続くことが期待されます。

自動車業界においては、日本国内の自動車生産台数は前年同期比19.5％減の800万台となりました。海外では、米国の自動車生産台数は前年同期比22.0％減の874万台、中国の自動車生産台数は前年同期比5.2％減の2,450万台となりました。

当連結会計年度の業績は、感染症によるロックダウン並びに顧客の稼働停止が、2020年２月初旬より中国地域を端緒として発生し、世界各地で概ね５月中旬まで継続し、その後も復調が遅れた影響により、売上高は1,957億８千４百万円（前年同期比442億１千７百万円減、18.4％減）となりました。このような状況下で、当社グループでは、一時帰休の実施、管理職以上の賃金・報酬のカット及び役員賞与不支給といった経費削減に取り組む一方で、生産性の向上等の合理化による収益の確保に全社を挙げて努めました。しかしながら販売減少の影響をカバーできず、営業損益は前年同期比で大幅に減少し、９億５千２百万円の営業損失（前年同期は67億８千９百万円の営業利益）となりました。主な地域別の減益要因については、日本・北米・欧州では、2020年3月から5月にかけて感染症による操業停止が本格化し、大幅な減益となりました。中国では、2020年2月に同様に操業停止となるも、3月以降は操業復帰しましたが、影響を払拭するには至らず、前年同期比で減少となりました。アジアにおいては、インドネシア・ベトナムでは、20年4月以降に感染症による直接的な操業への影響が拡大し、インドでは、直近での国内自動車市場の低迷に加え、2020年3月から5月にかけて全面的なロックダウンが長期化したこともあり、大幅な減益となりました。経常利益は、主に助成金収入５億８千７百万円、受取配当金５億８千２百万円並びに受取利息５億１百万円による収益を計上した一方で、為替差損７億５千６百万円及び支払利息１億９千３百万円が発生した影響等により、１億８千８百万円の経常利益（前年同期比81億７百万円減、97.7％減）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、過年度に計上した製品保証引当金について当初見込みより減少したことから、製品保証引当金戻入額５億１千９百万円及び貸倒引当金戻入額２億１千９百万円を特別利益に計上した一方で、新たに想定される品質リスクについて製品保証引当金繰入額21億６千６百万円を特別損失に計上した影響により大幅に減少し、35億１千３百万円の親会社株主に帰属する当期純損失（前年同期は34億９千５百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

部門別の事業の概況

当社グループは、主として二・四輪用、産業機器用、医療機器用、住宅機器用、船舶用等の遠隔操作のコントロールケーブル及び四輪用ウインドレギュレータとそれらの付属品の製造並びに販売を行っております。

当社グループの部門別の売上高は次のとおりであります。

区　分	第 76 期	第 77 期	前年同期比
コントロールケーブル	80,480百万円	61,185百万円	76.0%
ウインドレギュレータ	67,417百万円	53,042百万円	78.7%
ドアモジュール	69,431百万円	63,808百万円	91.9%
その他	22,673百万円	17,746百万円	78.3%
計	240,002百万円	195,784百万円	81.6%

②　設備投資及び資金調達の状況

設備投資につきましては、当社の物流施設と研究施設の新設及び生産設備増強、米国子会社の生産設備増強を中心に、総額71億１千６百万円を実施いたしました。

また、新株式発行及び社債発行による資金調達は行っておりません。

⑵　直前３事業年度の財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の推移

区　　分	第　74　期 2017年10月期	第　75　期 2018年10月期	第　76　期 2019年10月期	第　77　期 (当連結会計年度) 2020年10月期
売　　上　　高	257,284百万円	251,250百万円	240,002百万円	195,784百万円
経　常　利　益	16,744百万円	11,842百万円	8,295百万円	188百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	8,715百万円	5,524百万円	3,495百万円	△3,513百万円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	229円32銭	145円32銭	91円94銭	△92円42銭
総　　資　　産	250,785百万円	250,090百万円	243,002百万円	240,510百万円
純　　資　　産	174,762百万円	178,921百万円	177,835百万円	172,771百万円
１株当たり純資産額	4,227円17銭	4,326円93銭	4,303円31銭	4,149円34銭

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第76期の期首から適用しており、第75期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

②　当社の財産及び損益の推移

区　　分	第　74　期 2017年10月期	第　75　期 2018年10月期	第　76　期 2019年10月期	第77期（当期） 2020年10月期
売　　上　　高	59,021百万円	60,217百万円	56,035百万円	44,981百万円
経　常　利　益	6,588百万円	6,555百万円	3,885百万円	2,742百万円
当期純利益又は当期純損失（△）	4,201百万円	4,126百万円	2,812百万円	△471百万円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	110円53銭	108円55銭	73円97銭	△12円40銭
総　　資　　産	112,219百万円	114,862百万円	119,946百万円	118,475百万円
純　　資　　産	92,064百万円	96,002百万円	100,357百万円	97,827百万円
１株当たり純資産額	2,418円61銭	2,522円04銭	2,636円62銭	2,569円98銭

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第76期の期首から適用しており、第75期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
韓国ＴＳＫ株式会社	大韓民国慶尚南道昌原市	6,077百万ｳｫﾝ	100.0%	ｺﾝﾄﾛｰﾙｹｰﾌﾞﾙ
出石ケーブル株式会社	兵庫県豊岡市	200百万円	100.0%	〃
株式会社ハイレックス埼玉	埼玉県本庄市	291百万円	100.0%	ｺﾝﾄﾛｰﾙｹｰﾌﾞﾙ及び ｳｲﾝﾄﾞﾚｷﾞｭﾚｰﾀ他
株式会社ハイレックス島根	島根県浜田市	450百万円	100.0%	〃
株式会社ハイレックス関東	千葉県茂原市	96百万円	58.9%	ｺﾝﾄﾛｰﾙｹｰﾌﾞﾙ
TSK of AMERICA INC.	米国ミシガン州バトルクリーク市	19百万米ﾄﾞﾙ	100.0%	持株会社
HI-LEX AMERICA INC.	米国ミシガン州バトルクリーク市	7百万米ﾄﾞﾙ	100.0% (100.0%)	ｺﾝﾄﾛｰﾙｹｰﾌﾞﾙ
HI-LEX CONTROLS INC.	米国ミシガン州リッチフィールド市	3百万米ﾄﾞﾙ	100.0% (100.0%)	ｳｲﾝﾄﾞﾚｷﾞｭﾚｰﾀ他
HI-LEX MEXICANA,S.A.DE C.V.	メキシコケレタロ州ケレタロ市	36百万米ﾄﾞﾙ	100.0% (100.0%)	ｺﾝﾄﾛｰﾙｹｰﾌﾞﾙ及び ｳｲﾝﾄﾞﾚｷﾞｭﾚｰﾀ他
HI-LEX INDIA PRIVATE LTD.	インドハルヤナ州グルグラム	3,420百万 ｲﾝﾄﾞﾙﾋﾟｰ	100.0%	〃
HI-LEX VIETNAM CO.,LTD.	ベトナムハイフォン市	211,091百万 ﾍﾞﾄﾅﾑﾄﾞﾝ	93.7%	ｺﾝﾄﾛｰﾙｹｰﾌﾞﾙ
但馬ティエスケイ株式会社	兵庫県豊岡市	56百万円	52.2%	〃
PT. HI-LEX INDONESIA	インドネシアジャカルタ市	24,439百万 ｲﾝﾄﾞﾈｼｱﾙﾋﾟｱ	100.0%	ｺﾝﾄﾛｰﾙｹｰﾌﾞﾙ及び ｳｲﾝﾄﾞﾚｷﾞｭﾚｰﾀ他
PT. HI-LEX PARTS INDONESIA	インドネシアジャカルタ市	5,118百万 ｲﾝﾄﾞﾈｼｱﾙﾋﾟｱ	100.0% (39.3%)	ｺﾝﾄﾛｰﾙｹｰﾌﾞﾙ
HI-LEX CABLE SYSTEM CO.,LTD.	英国ウェールズ州ポートタルボット市	4百万ﾎﾟﾝﾄﾞ	100.0%	ｺﾝﾄﾛｰﾙｹｰﾌﾞﾙ及び ｳｲﾝﾄﾞﾚｷﾞｭﾚｰﾀ他
重慶海徳世拉索系統集団有限公司	中華人民共和国重慶市	204百万元	63.0%	〃
広州利時徳控制拉索有限公司	中華人民共和国広東省広州市	28百万元	100.0% (100.0%)	ｺﾝﾄﾛｰﾙｹｰﾌﾞﾙ
重慶海徳世控制拉索系統有限公司	中華人民共和国重慶市	17百万元	100.0% (100.0%)	〃
煙台利時徳拉索系統有限公司	中華人民共和国山東省煙台市	101百万元	100.0%	ｺﾝﾄﾛｰﾙｹｰﾌﾞﾙ及び ｳｲﾝﾄﾞﾚｷﾞｭﾚｰﾀ他
大同ハイレックス株式会社	大韓民国仁川広域市	28,010百万ｳｫﾝ	61.1%	ｳｲﾝﾄﾞﾚｷﾞｭﾚｰﾀ他
HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC	ハンガリーレーチャーグ市	２百万 ユーロ	100.0%	ｺﾝﾄﾛｰﾙｹｰﾌﾞﾙ及び ｳｲﾝﾄﾞﾚｷﾞｭﾚｰﾀ他
江蘇大同海徳世車門系統有限公司	中華人民共和国江蘇省塩城市	65百万元	100.0% (100.0%)	ｳｲﾝﾄﾞﾚｷﾞｭﾚｰﾀ他
広東海徳世拉索系統有限公司	中華人民共和国広東省広州市増城区	105百万元	100.0% (70.0%)	ｺﾝﾄﾛｰﾙｹｰﾌﾞﾙ及び ｳｲﾝﾄﾞﾚｷﾞｭﾚｰﾀ他

会　社　名	所　在　地	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
長春海徳世汽車拉索有限公司	中華人民共和国吉林省長春市	45百万元	100.0% (100.0%)	ｺﾝﾄﾛｰﾙｹｰﾌﾞﾙ及びｳｲﾝﾄﾞﾚｷﾞｭﾚｰﾀ他
DAEDONG HI-LEX OF AMERICA INC.	米国アラバマ州チャンバース郡カセッタ市	８百万米ﾄﾞﾙ	100.0% (100.0%)	ﾄﾞｱﾓｼﾞｭｰﾙ
株式会社サンメディカル技術研究所	長野県諏訪市	90百万円	81.7%	医療用機器
HI-LEX RUS LLC	ロシア連邦サマラ州トリヤッティ市	385百万ﾙｰﾌﾞﾙ	91.2%	ｺﾝﾄﾛｰﾙｹｰﾌﾞﾙ及びｳｲﾝﾄﾞﾚｷﾞｭﾚｰﾀ他
HI-LEX EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国バイエルン州シュヴァインフルト市	25千ﾕｰﾛ	100.0%	〃
大同ドア株式会社	大韓民国仁川広域市	47,829百万ｳｫﾝ	97.4% (73.9%)	ﾄﾞｱ・ﾗｯﾁ他
江蘇大同多沃汽車配件有限公司	中華人民共和国江蘇省張家港市	19百万元	100.0% (100.0%)	〃
PT. HI-LEX CIREBON	インドネシア西ジャワ州チルボン市	34,833百万ｲﾝﾄﾞﾈｼｱﾙﾋﾟｱ	100.0% (50.0%)	ｺﾝﾄﾛｰﾙｹｰﾌﾞﾙ及びｳｲﾝﾄﾞﾚｷﾞｭﾚｰﾀ他
杭州海徳世拉索系統有限公司	中華人民共和国杭州市	120百万元	90.0% (90.0%)	〃
HI-LEX AUTO PARTS SPAIN, S.L.	スペインカタルーニャ州バルセロナ	３千ﾕｰﾛ	100.0% (100.0%)	〃
HI-LEX ITALY S.P.A.	イタリアキアーバリ	10,670千ﾕｰﾛ	100.0% (20.1%)	ｳｲﾝﾄﾞﾚｷﾞｭﾚｰﾀ及びﾄﾞｱﾓｼﾞｭｰﾙ他
HI-LEX CZECH, S.R.O.	チェコモスト郡	8,361千ﾕｰﾛ	100.0% (50.0%)	ﾄﾞｱﾓｼﾞｭｰﾙ他
株式会社ハイレックス宮城	宮城県栗原市	499百万円	100.0%	ｺﾝﾄﾛｰﾙｹｰﾌﾞﾙ及びｳｲﾝﾄﾞﾚｷﾞｭﾚｰﾀ他
HI-LEX DO BRASIL LTDA.	ブラジルサンパウロ州	46,575千ﾚｱﾙ	100.0% (100.0%)	ｺﾝﾄﾛｰﾙｹｰﾌﾞﾙ及びｳｲﾝﾄﾞﾚｷﾞｭﾚｰﾀ他
HI-LEX SERBIA D.O.O.	セルビアスレム郡スレムスカミドロビツァ市	167百万ｾﾙﾋﾞｱﾃﾞｨﾅｰﾙ	100.0% (100.0%)	ｳｲﾝﾄﾞﾚｷﾞｭﾚｰﾀ
海徳世汽車部件(瀋陽)有限公司	中華人民共和国遼寧省瀋陽市	１百万元	60.0% (60.0%)	〃
HI-LEX DOOR INDIA PRIVATE LIMITED.	インドタミル・ナードゥ州カーンチープラム	69百万ｲﾝﾄﾞﾙﾋﾟｰ	76.7% (76.7%)	ﾄﾞｱ・ﾗｯﾁ他

（注）１．当社の議決権比率の欄の（　）内は、間接所有で内数を記載しております。
２．上記記載の子会社を含め、当社の連結子会社は42社、持分法適用関連会社は３社であります。
３．当連結会計年度において、従来連結子会社であったHI-LEX AUTOMOTIVE DO BRASIL LTDA.は、事業移管に伴い休眠状態となり、重要性が乏しくなったため、連結の範囲から除外しております。

⑷　対処すべき課題

当社グループは、環境規制対応により加速するＥＶ化によるコントロールケーブル用途の減少、世界的原材料価格の上昇、国内外競合メーカーとの価格競争激化、コロナ禍にともなう中長期展望の見直し、各国通商政策の自動車業界への影響等、大きな変化に直面しており、経営環境が厳しいものになっております。そのような経営環境の中で、当社グループの強みであります世界17ヶ国に展開した拠点が相互に協力・連携しながら、お客様の要望に即応することでシェアを拡大していくことやお客様の期待を上回る新製品開発・拡販が、重要な経営課題となっております。

当社グループは、経営の原点に立ち帰り、創業時の経営理念の追求と実現の為、次の３つを基本戦略として、その経営課題に取り組んでまいります。

Ⅰ．原点に戻り新しい道を拓く
Ⅱ．安心品質・高付加価値・低価格製品の実現
Ⅲ．グローバル人材の育成

そのための方策として、以下の５つを柱としております。

①市場開拓

欧州自動車メーカーをはじめ中国およびインド市場における自動車メーカーから新規受注を獲得し、欧州やインド等に新生産拠点の構築と生産能力増強を図ってまいりました。これら事業の経営の安定化を早期に実現し、当社製品の更なる世界シェアアップを図ってまいります。

また、非自動車分野における新市場の開拓を積極的に推進してまいります。

②開発強化

製品の素材と設計の最適化によって低コストで高品質化を図り、電子制御技術の強化と製品のインテリジェント化を推進し、お客様の期待を上回る新たな価値を持った製品をスピーディーに提案し、世界中のお客様に安心と喜びを届けてまいります。

また、パワーリフトゲート、電動アクチュエータ等のシステム製品の開発および医療機器、福祉関連機器、住宅関連機器等の非自動車分野の新製品開発に注力してまいります。

③グローバル価格

世界的原材料価格の上昇および自動車メーカーの生産販売のボーダレス化に対応すべく、当社グループの強みであります世界17ヶ国に展開した拠点が相互に協力・連携し、どの地域であっても当社グループの有する安心品質・高付加価値・低価格な製品を供給し、お客様の多様なニーズを先取りし、当社グループがOne Teamとなってお客様の要望に即応してまいります。

④安心品質

４Ｓ（整理、整頓、清掃、整備）が自然にできるような仕事の流れで品質管理を徹底し、世界中のどの拠点からでも安心してお客様に買っていただける体制を築いてまいります。

⑤グローバル人材

世界中のどこでもプロの技術で教え導くことのできるスキルと国際適応力を持ち、新しい活動の場に自ら進んで打って出る人材を育て、世界各国のグループ会社に派遣することによって、グローバル人材を育成してまいります。

(5)　主要な事業内容

事　業　内　容	主　　　要　　　製　　　品
コントロールケーブル事業	パーキングケーブル、トランスミッションケーブル、各種オープナー/リリースケーブル
ウインドレギュレータ他事業	ウインドレギュレータ、ドアモジュール、ドア・ラッチ、医療用機器、パワーリフトゲートシステム、電動アクチュエータ等システム製品

(6)　主要な拠点等

①　当社

営業拠点	本社営業課（兵庫県宝塚市）、宇都宮営業所（栃木県宇都宮市）、東京営業所（埼玉県狭山市）、名古屋営業所（愛知県豊田市）、浜松営業所（静岡県浜松市）、広島営業所（広島県安芸郡坂町）
生産拠点	医療機器事業部（兵庫県宝塚市）、三田工場（兵庫県三田市）、三田西工場（兵庫県三田市）、柏原工場（兵庫県丹波市）、三ケ日工場（静岡県浜松市）

②　子会社

主要な子会社及びその所在地については「(3)　重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7)　従業員の状況

①　企業集団の従業員の状況

	従　業　員　数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
国　内	1,689	27（減）
海　外	11,087	486（減）
合　計	12,776	513（減）

（注）従業員数には、出向者は含んでおりません。

②　当社の従業員の状況

従 業 員 数（名）	前事業年度末比増減（名）	平　均　年　齢	平 均 勤 続 年 数
995	23（減）	41.2歳	16.4年

（注）従業員数には、出向者は含んでおりません。

(8)　主要な借入先

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2．株式に関する事項

⑴　発行可能株式総数　80,000,000株

⑵　発行済株式の総数　38,216,759株（自己株式148,119株を含む）

⑶　株主数　3,519名

⑷　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
寺浦興産株式会社	9,411	24.72
公益財団法人寺浦奨学会	1,554	4.08
ビービーエイチ　フオー　フイデリテイ ロー　プライスド　ストツク　フアンド（プリンシパル　オール　セクター　サブ ポートフオリオ）	1,342	3.52
日本生命保険相互会社	1,259	3.30
ジェーピー　モルガン　バンク ルクセンブルグ　エスエイ　380578	1,157	3.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,085	2.85
西川ゴム工業株式会社	1,034	2.71
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	954	2.50
本田技研工業株式会社	850	2.23
株式会社アルファ	806	2.11

（注）持株比率は自己株式（148,119株）を控除して計算しております。

3．新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

新株予約権の名称	発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権1個当たりの払込金額	新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使期間	役員の保有状況 取締役（社外取締役を除く）		
							新株予約権の数	目的となる株式数	保有者数
第1回新株予約権	2009年12月14日	2,346個	普通株式2,346株	707円	1円	2009年12月21日～2029年12月20日	2,346個	2,346株	2人
第2回新株予約権	2010年12月13日	4,539個	普通株式4,539株	1,026円	1円	2010年12月20日～2030年12月19日	4,539個	4,539株	2人
第3回新株予約権	2011年12月16日	4,189個	普通株式4,189株	1,013円	1円	2012年1月17日～2032年1月16日	4,189個	4,189株	3人
第4回新株予約権	2012年12月14日	4,891個	普通株式4,891株	1,252円	1円	2013年1月16日～2053年1月15日	4,891個	4,891株	3人
第5回新株予約権	2013年12月13日	3,687個	普通株式3,687株	2,295円	1円	2014年1月15日～2054年1月14日	3,687個	3,687株	4人
第6回新株予約権	2014年12月12日	2,987個	普通株式2,987株	3,076円	1円	2015年1月14日～2055年1月13日	2,987個	2,987株	4人
第7回新株予約権	2015年12月11日	1,790個	普通株式1,790株	3,102円	1円	2016年1月13日～2056年1月12日	1,790個	1,790株	4人

（注）新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。
1．新株予約権者は、取締役を退任した日の翌日から10日を経過するまでの日に限り本新株予約権を行使することができる。
2．新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、死亡した日の翌日から３ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1)　取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏　　　　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	寺浦　　實	TSK of AMERICA INC. CEO 株式会社サンメディカル技術研究所代表取締役
代表取締役社長	寺浦太郎	HI-LEX CABLE SYSTEM CO.,LTD. CEO HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC CEO HI-LEX CZECH, S.R.O. CEO
代表取締役副社長	中野充宏	当社人事総務・経理・情報管掌兼調達管掌兼原価企画管掌兼医療機器事業管掌兼内部統制管掌兼技術開発管掌
常務取締役	平井彰一	当社海外事業管掌 韓国ＴＳＫ株式会社代表取締役社長
取締役	正木靖子	弁護士 生活協同組合コープこうべ員外監事 株式会社ノーリツ社外取締役（監査等委員）
取締役	加藤　　徹	
取締役	赤西芳文	弁護士
常勤監査役	松本耕一	
監査役	吉竹英之	税理士
監査役	小林佐敏	税理士
監査役	太田克実	税理士 株式会社くろがね工作所社外監査役

(注) 1．取締役正木靖子、取締役加藤徹及び取締役赤西芳文の３氏は、社外取締役であります。
2．監査役吉竹英之、監査役小林佐敏及び監査役太田克実の３氏は、社外監査役であります。
3．監査役吉竹英之、監査役小林佐敏及び監査役太田克実の３氏は、税理士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．当社は取締役正木靖子、取締役加藤徹、取締役赤西芳文、監査役吉竹英之、監査役小林佐敏及び監査役太田克実の６氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵　取締役及び監査役の報酬等の額

区　　　　　分	支給人員	支　　給　　額
取　　締　　役	7名	122百万円
監　　査　　役	6名	34百万円
合　　計 （うち社外役員）	13名 （7名）	156百万円 （28百万円）

（注）1．上表には、2020年1月25日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2．取締役の報酬限度額は、2009年1月24日開催の第65期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、1993年1月23日開催の第49期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4．支給額には当事業年度に係る選択制確定給付企業年金0百万円を含めております。
5．支給額の内、社外取締役を除く取締役及び監査役に対する賞与につきましては、当期の業績が多額の損失となったことを真摯に受け止め、2020年12月11日開催の取締役会において不支給とする旨を決議したため、上記の金額に含まれておりません。また2021年1月23日開催予定の第77期定時株主総会につきましても役員賞与支給の議案をお諮りしないことといたしました。

⑶　社外役員に関する事項

①　社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先会社名	兼職の内容
取　締　役	正　木　靖　子	生活協同組合コープこうべ 株式会社ノーリツ	員外監事 社外取締役（監査等委員）
監　査　役	太　田　克　実	株式会社くろがね工作所	社外監査役

上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

②　社外役員の主な活動状況

氏　　名	出　席　状　況	
取締役　正　木　靖　子	取締役会　全12回中12回	—
取締役　加　藤　　徹	取締役会　全12回中11回	—
取締役　赤　西　芳　文	取締役会　全12回中12回	—
監査役　吉　竹　英　之	取締役会　全12回中12回	監査役会　全13回中13回
監査役　小　林　佐　敏	取締役会　全12回中11回	監査役会　全13回中13回
監査役　太　田　克　実	取締役会　全10回中10回	監査役会　全10回中10回

（注）1．監査役太田克実氏は、2020年1月25日開催の第76期定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。
2．発言状況につきましては、各人がその経験と見識に基づき、適宜行っております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

5．会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の名称

有限責任　あずさ監査法人

⑵　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・当事業年度に係る報酬等の額 （公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額）	58百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58百万円

（注）　１．当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、金額はこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

３．当社の重要な子会社である、韓国TSK株式会社ほか28社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

⑶　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める解任事由のいずれかに該当する場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制

当社は、「経営理念（創業の理想）」として「①この仕事を通じて社会に貢献する」、「②この仕事を通じて立派な人を創る」を掲げ、「創業の理想」を実現するために「経営信条」、「社訓」を経営方針として定め、経営理念、経営方針を継承、実践していく上での倫理規範、行動規範を明確にした「アクション・ガイドライン」を制定しております。

⑴　当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　取締役会は、コンプライアンス委員会の機能をもち、コンプライアンスの推進を統括し、当社をはじめグループにおける基本政策の決定、全体的な監督を行います。

②　拠点長、部門長をコンプライアンス・オフィサーとし、その指導、教育のもと、「アクション・ガイドライン」及び「コンプライアンス・マニュアル」に則り、コンプライアンスを実践しその定着を図ります。

③　コンプライアンスに関わる問題及び疑問点に関して、従業員が直接通報、相談することのできる制度「内部通報者保護規定」等を通じて、法令遵守並びに企業倫理に関する情報の早期把握及び解決を図ります。

⑵　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他重要な会議の意思決定に係る情報、社長決裁その他の重要な決裁に関する情報、業務・財務に関する重要な情報等取締役の職務執行に係る情報を、「文書管理規定」に従い、記録し保存、管理します。

⑶　当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

①　品質、市場変動、災害、環境、情報セキュリティ、コンプライアンスなど損失をもたらす危険の管理については、取締役会において当該危険の認識、評価、対応方針等を検討、決定した上で、規定・ガイドラインの制定、教育の実施、マニュアルの作成・配布や対策実施に係る指導、点検等を行います。

②　新たに生じた損失の危険への対応が必要な場合、取締役会において速やかに対応責任者となる役員（執行役員を含む）及び担当部門を決定します。

⑷　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　経営管理の意思決定機関として「取締役会」を定期的に開催し、取締役の審議により機動的に意思決定を行います。

②　任意の機関として「経営会議」を定期的に開催し、経営、業務執行に係る基本的事項や重要事項、取締役会付議事項に関する事前検討や方針決定を多面的かつ効率的に行います。

③　取締役会の決議により執行役員を選任し、代表取締役及び取締役が決定した業務の執行を委任します。執行役員は、求めに応じて取締役会に随時出席し、必要事項の報告、説明を行います。

④　「職務権限規定」、「決定権限規定」、「業務分掌規定」により明確化された権限、役割分担に基づき、代表取締役、取締役、執行役員は、職務を執行します。

⑸　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規定」に基づき、関係会社の事業に関する承認、報告の受理、経営・業務に関する連絡の保持を行い、当社グループ全体の経営の健全性を確保します。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、子会社及び関連会社（以下「子会社等」という）の損失の危険に関して内部規定を定めており、当該部門または子会社等を管掌ないし担当する取締役は、重大な災害等のリスク、事業等のリスク等が発生した場合に、規定等に基づく適切な対応を行うこととしております。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役、担当取締役は、定期的に内外関係会社を訪問し、業務運営状況を検証するとともに必要な改善指示、当社による支援の手配等を実施します。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　監査役及び内部統制監査室は、連携して関係会社の実地監査を実施します。

②　実地監査に際しては、当該関係会社の法定監査を担当している監査法人とも協議し、その妥当性を検証したうえで、必要な改善の指導・勧告を行います。

⑹　反社会的勢力を排除するための体制

当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の取引や利益供与は行いません。

⑺　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①　当社は、監査役の職務を補助するための機関として、監査役直属の監査役室を設置し、監査役の求めに応じて監査役の監査を補助するスタッフを置くこととしております。

②　監査役室のスタッフの任命、異動、評価等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保します。

③　監査役室のスタッフは、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合には、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとすることにより、スタッフに対する指示の実効性を確保しております。

④　監査役会は、内部統制監査室と、それぞれの年度監査計画策定時に協議を行う他、監査結果に関する情報を共有するなど、連携し、また牽制しながら監査業務を遂行します。

⑻　当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

①　監査役は、随時、必要に応じて当社の取締役、従業員、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者から業務執行、遂行状況を聴取します。

②　監査役は、当社工場その他の拠点並びに内外関係会社に対し、計画的に実地監査に赴き、現状の把握、問題点の指摘、是正勧告を実施します。

⑼　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

　当社及び当社グループは、前号⑴の③に掲げる内部通報者保護規定及びそれに準じる内部規定において、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けない旨を定めております。

⑽　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

　当社は、監査役監査に関する社内規定を定め、監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求、当該請求に係る費用または債務を処理する手順を定めており、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

⑾　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役は取締役会に出席し、重要な意思決定過程及び取締役の職務執行を監査します。

②　監査役は、全ての稟議書並びにその他業務執行に関する重要な文書を閲覧します。

⑿　財務報告の信頼性を確保するための体制

　財務報告の信頼性の確保、及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社及び当社グループの内部統制システムの整備・運用を行います。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

　当期における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

⑴　コンプライアンス教育の一環として、当社全社員及び子会社幹部社員を対象としたコンプライアンスに係る社内研修を実施する等、コンプライアンス意識の向上を図るための改善活動を継続的に実施しております。

⑵　財務報告の適正性と信頼性を確保するため、副社長直轄部門である内部統制監査室が、内部統制監査計画書（財務報告の基本方針）に基づき、内部監査を実施しております。

⑶　情報セキュリティ対策の一環として、情報セキュリティ委員会による情報セキュリティ教育を実施しております。

７．会社の支配に関する基本方針

⑴　基本方針

当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、当社取締役会の賛同を得ずに行われる大規模買付等（特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）のうち、当社の取締役会の同意を得ていないものをいいます。）に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、会社の支配権の移転を伴う大規模買付等の中には、当社の企業価値・株主共同の利益に反するものが幾つか存在しており、これらの大規模買付等が行われることを未然に防止できなければ、当社の強みである製造技術を支える優秀な従業員の流出を招き、お客様・仕入先様・社会からの強固な信頼を失い、当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みの遂行に大きな影響を与えかねません。

そこで、当社は、大規模買付等が一定の合理的なルールに従って進められることが当社株主共同の利益及び当社の企業価値の確保・向上に資すると考え、2019年12月13日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」（以下「本プラン」といいます。）を決議しました。本プランは、2020年１月25日開催の当社第76期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ております。

⑵　不適切な支配の防止のための取り組み

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が買付者等との交渉を行う機会を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

すなわち、本プランは、大規模買付等を実施しようとする買付者等には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出して頂き、当社取締役会がその大規模買付等を評価・交渉・代替案を提出する期間を設けることとする大規模買付ルールを定めるものです。

当社取締役会は、独立役員として証券取引所に届け出をしている社外取締役及び社外監査役で構成する独立委員会を設置し、独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。

買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問した上で、独立委員会の判断を最大限尊重して対抗措置の発動、不発動を決定します。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.hi-lex.co.jp/）に「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）」として掲載されております。

⑶　不適切な支配の防止のための取り組みについての取締役会の判断
当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

①　株主意思の反映

本プランは、2020年１月25日開催の当社第76期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ており、その有効期間は当社第76期定時株主総会終結のときから2023年１月頃に開催予定の当社第79期定時株主総会の終結の時までの３年間とされており、株主の皆様の意思の尊重に最大限の配慮を行っております。また、大規模買付等を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきという方針で貫かれており、対抗措置を発動するのは、買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定されております。

②　独立性の高い社外者の判断と情報開示

独立役員として届出をしている社外取締役及び社外監査役により独立委員会を構成することにより、当社の業務を執行する経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

さらに、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

③　本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動の勧告がなされないように設定されています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

④　第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、株主の皆様にとっての収益性と今後の収益予想や将来の事業展開等を考慮し、長期的な安定配当を維持していくことを基本方針としております。環境変化等に応じた内部留保レベルと長期的な安定配当及び連結での配当性向を考慮した配当政策を実施してまいります。

また、内部留保金につきましては、企業体質の強化を図りながら、市場ニーズに応えるため製品開発、合理化設備、海外市場開拓及び海外生産拠点の充実等に効果的に投資してまいる方針であります。

当期の期末配当金につきましては、１株当たり23円00銭とする予定であります。年間配当金では、中間配当金11円00銭と合わせて34円00銭とする予定であります。

なお、期末配当金につきましては、株主総会の決議事項といたします。

連結貸借対照表

（2020年10月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**116,423**	**流動負債**	**48,608**
現金及び預金	49,359	支払手形及び買掛金	26,856
受取手形及び売掛金	35,227	短期借入金	3,809
電子記録債権	1,527	1年内返済予定の長期借入金	644
有価証券	3,642	未払法人税等	801
商品及び製品	8,691	賞与引当金	1,697
仕掛品	2,578	役員賞与引当金	17
原材料及び貯蔵品	10,825	製品保証引当金	2,976
その他	5,067	その他	11,804
貸倒引当金	△496	**固定負債**	**19,130**
固定資産	**124,083**	長期借入金	2,799
有形固定資産	**60,504**	繰延税金負債	11,695
建物及び構築物	22,085	退職給付に係る負債	2,167
機械装置及び運搬具	21,086	その他	2,466
工具器具備品	2,559	**負債合計**	**67,739**
土地	7,991	**（純資産の部）**	
建設仮勘定	4,431	**株主資本**	**140,296**
その他（純額）	2,349	資本金	5,657
無形固定資産	**4,292**	資本剰余金	7,343
のれん	1,959	利益剰余金	127,635
その他	2,332	自己株式	△339
投資その他の資産	**59,286**	**その他の包括利益累計額**	**17,469**
投資有価証券	53,675	その他有価証券評価差額金	27,501
長期貸付金	43	為替換算調整勘定	△9,595
退職給付に係る資産	435	退職給付に係る調整累計額	△436
繰延税金資産	1,633	**新株予約権**	**112**
その他	4,713	**非支配株主持分**	**14,893**
貸倒引当金	△1,214		
繰延資産	**3**	**純資産合計**	**172,771**
資産合計	**240,510**	**負債・純資産合計**	**240,510**

連結損益計算書

(2019年11月１日から
2020年10月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**195,784**
売上原価		**175,596**
売上総利益		**20,187**
販売費及び一般管理費		**21,139**
営業損失（△）		**△952**
営業外収益		
受取利息	501	
受取配当金	582	
受取技術料	103	
助成金収入	587	
電力販売収益	89	
受取和解金	40	
その他	838	2,745
営業外費用		
支払利息	193	
持分法による投資損失	57	
為替差損	756	
電力販売費用	41	
その他	556	1,605
経常利益		**188**
特別利益		
固定資産売却益	77	
貸倒引当金戻入額	219	
製品保証引当金戻入額	519	815
特別損失		
固定資産売却損	5	
減損損失	269	
固定資産除却損	148	
関係会社株式評価損	330	
製品保証引当金繰入額	2,166	2,921
税金等調整前当期純損失（△）		**△1,917**
法人税、住民税及び事業税	1,261	
法人税等調整額	△543	717
当期純損失（△）		**△2,635**
非支配株主に帰属する当期純利益		878
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△3,513**

連結株主資本等変動計算書

（2019年11月１日から
2020年10月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年11月1日 期首残高	5,657	7,342	132,584	△345	145,237
会計方針の変更による累積的影響額			△7		△7
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,657	7,342	132,576	△345	145,229
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,427		△1,427
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△3,513		△3,513
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		1		7	8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	1	△4,941	6	△4,933
2020年10月31日 期末残高	5,657	7,343	127,635	△339	140,296

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2019年11月1日 期首残高	28,134	△9,222	△545	18,366	117	14,113	177,835
会計方針の変更による累積的影響額							△7
会計方針の変更を反映した当期首残高	28,134	△9,222	△545	18,366	117	14,113	177,827
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,427
親会社株主に帰属する当期純損失（△）							△3,513
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△632	△372	109	△896	△5	779	△122
連結会計年度中の変動額合計	△632	△372	109	△896	△5	779	△5,056
2020年10月31日 期末残高	27,501	△9,595	△436	17,469	112	14,893	172,771

貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**24,163**	**流動負債**	**9,034**
現金及び預金	6,780	買掛金	5,069
受取手形	258	未払金	1,449
電子記録債権	1,479	未払費用	269
売掛金	9,025	未払法人税等	25
有価証券	212	前受金	4
商品及び製品	1,278	預り金	94
仕掛品	615	賞与引当金	864
原材料及び貯蔵品	682	製品保証引当金	1,240
前払費用	161	その他	16
未収入金	1,184	**固定負債**	**11,613**
1年内回収予定の長期貸付金	1,911	長期未払金	208
その他	632	繰延税金負債	11,179
貸倒引当金	△58	退職給付引当金	3
固定資産	**94,311**	役員株式給付引当金	67
有形固定資産	**7,757**	資産除去債務	151
建物	2,640	その他	2
構築物	105	**負債合計**	**20,647**
機械及び装置	1,740	(純資産の部)	
車両運搬具	24	**株主資本**	**70,214**
工具、器具及び備品	263	**資本金**	**5,657**
土地	2,509	**資本剰余金**	**7,164**
建設仮勘定	473	資本準備金	7,105
無形固定資産	**1,020**	その他資本剰余金	58
特許権	0	自己株式処分差益	58
借地権	152	**利益剰余金**	**57,732**
ソフトウェア	101	利益準備金	727
ソフトウェア仮勘定	752	その他利益剰余金	57,004
電話加入権	6	配当準備金	5,900
施設利用権	6	研究開発積立金	13,200
投資その他の資産	**85,533**	固定資産圧縮積立金	27
投資有価証券	50,042	別途積立金	36,600
関係会社株式	20,947	繰越利益剰余金	1,277
関係会社出資金	11,295	**自己株式**	**△339**
従業員に対する長期貸付金	20	**評価・換算差額等**	**27,501**
関係会社長期貸付金	1,002	その他有価証券評価差額金	27,501
破産更生債権等	537	**新株予約権**	**112**
長期前払費用	279		
前払年金費用	398		
保険積立金	1,244		
その他	302		
貸倒引当金	△537	**純資産合計**	**97,827**
資産合計	**118,475**	**負債・純資産合計**	**118,475**

損益計算書

（2019年11月１日から
2020年10月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**44,981**
売上原価		**39,901**
売上総利益		**5,079**
販売費及び一般管理費		**4,716**
営業利益		**363**
営業外収益		
受取利息	66	
受取配当金	1,617	
受取技術料	695	
受取和解金	40	
電力販売収益	89	
その他	236	2,747
営業外費用		
支払利息	0	
貸倒引当金繰入額	58	
為替差損	198	
電力販売費用	41	
その他	70	368
経常利益		**2,742**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	49	
関係会社株式評価損	1,016	
関係会社出資金評価損	104	
製品保証引当金繰入額	1,864	3,035
税引前当期純損失（△）		**△292**
法人税、住民税及び事業税	304	
法人税等調整額	△125	178
当期純損失（△）		**△471**

株主資本等変動計算書

(2019年11月１日から
2020年10月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											
		資本剰余金			利益剰余金							
						その他利益剰余金						
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	配当準備金	研究開発積立金	特別償却積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2019年11月1日期首残高	5,657	7,105	57	7,163	727	5,900	13,200	55	27	35,600	4,120	59,631
事業年度中の変動額												
特別償却積立金の取崩し								△55			55	－
固定資産圧縮積立金の取崩し									△0		0	－
別途積立金の積立て										1,000	△1,000	－
剰余金の配当											△1,427	△1,427
当期純損失（△）											△471	△471
自己株式の取得												
自己株式の処分			1	1								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	－	－	1	1	－	－	－	△55	△0	1,000	△2,842	△1,898
2020年10月31日期末残高	5,657	7,105	58	7,164	727	5,900	13,200	－	27	36,600	1,277	57,732

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2019年11月1日期首残高	△345	72,105	28,134	28,134	117	100,357
事業年度中の変動額						
特別償却積立金の取崩し		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩し		－				－
別途積立金の積立て		－				－
剰余金の配当		△1,427				△1,427
当期純損失（△）		△471				△471
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	7	8				8
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△632	△632	△5	△638
事業年度中の変動額合計	6	△1,891	△632	△632	△5	△2,529
2020年10月31日期末残高	△339	70,214	27,501	27,501	112	97,827

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年12月10日

株式会社ハイレックスコーポレーション
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　成　本　弘　治㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　立　石　政　人㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ハイレックスコーポレーションの2019年11月１日から2020年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイレックスコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年12月10日

株式会社ハイレックスコーポレーション
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成　本　弘　治　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	立　石　政　人　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ハイレックスコーポレーションの2019年11月１日から2020年10月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年11月1日から2020年10月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月10日

株式会社ハイレックスコーポレーション　監査役会

常勤監査役　松　本　耕　一　㊞
監査役（社外監査役）吉　竹　英　之　㊞
監査役（社外監査役）小　林　佐　敏　㊞
監査役（社外監査役）太　田　克　実　㊞

以　上

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当及び剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保及び連結での配当性向にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

⑴株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通配当を１株につき金23円00銭とさせていただきたいと存じます。

総額875,578,720円

⑵剰余金の配当が効力を生じる日

2021年１月25日

２．剰余金の処分に関する事項

財務体質の健全化を図るため、別途積立金の一部を取崩し、同額を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

⑴減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金　1,500,000,000円

⑵増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　1,500,000,000円

第２号議案　取締役７名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（７名）が任期満了となりますので、あらためて取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	てら うら まこと 寺浦　實 (1938年２月27日生) **再任**	1965年２月　当社入社 1969年12月　当社取締役 1973年３月　当社常務取締役 1973年６月　当社専務取締役 1974年６月　当社代表取締役専務 1976年６月　当社代表取締役副社長 1978年１月　当社代表取締役社長 2020年１月　当社取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） TSK of AMERICA INC. CEO 株式会社サンメディカル技術研究所代表取締役	648,400株
	【取締役候補者とした理由】 2020年１月に当社取締役会長に就任し、企業経営に関わる豊富な経験と高度な見識を活かして、当社グループの確固たる経営基盤を更に強固なものとなるよう、様々な経営環境の変化に対応する等、当社グループが今後も持続的な成長を果たし、さらなる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	てら うら た ろう 寺浦　太郎 (1977年５月12日生) **再任**	2002年９月　当社入社 2012年１月　当社執行役員 2013年１月　当社常務取締役 2013年12月　当社インドチェンナイ事業管掌 2015年12月　当社欧州事業管掌 2018年１月　当社専務取締役 2018年６月　当社グローバル営業本部管掌兼欧州事業管掌 2020年１月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） HI-LEX CABLE SYSTEM CO.,LTD. CEO HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC CEO HI-LEX CZECH, S.R.O. CEO	72,582株
	【取締役候補者とした理由】 2020年１月に当社代表取締役社長に就任し、世界17カ国の拠点を軸に、その豊富な経験や知識を活かして事業のグローバルな展開における経営判断や意思決定を行い、自動車業界の大変革期における課題に果敢に挑戦する等、当社グループが今後も持続的な成長を果たすうえで、適切な経営判断と意思決定が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
並びに重要な兼職の状況</th><th>所有する当
社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>なか　の　みつ　ひろ
中　野　充　宏
(1960年３月19日生)
再任</td><td>1985年10月　当社入社
2003年１月　当社執行役員
2004年１月　当社取締役
2009年１月　当社常務取締役
2013年１月　当社代表取締役専務
2015年６月　当社代表取締役副社長（現任）
2018年６月　当社人事総務・経理・情報管掌兼調達管掌兼原価企画管掌兼医療機器事業管掌兼内部統制管掌兼技術開発管掌（現任）</td><td>5,200株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
主として人事、法務、財務、ＩＴ等の管理業務全般や経営に長年携わっており、その豊富な経験、幅広い知識や確かな見識を活かし、事業のグローバルな展開における経営判断をはじめ、幅広い分野での適切な意思決定が期待されるとともに、客観的に経営の監督を遂行することができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>まさ　き　やす　こ
正　木　靖　子
(1955年４月８日生)
再任　社外　独立</td><td>1982年４月　弁護士登録（神戸弁護士会（現兵庫県弁護士会））（現任）
2004年４月　関西学院大学大学院司法研究科教授
2008年１月　当社取締役（現任）
2008年４月　兵庫県弁護士会会長
2011年４月　日本司法支援センター（法テラス）兵庫地方事務所所長
2013年４月　近畿弁護士会連合会理事長
2014年６月　生活協同組合コープこうべ員外監事（現任）
2018年３月　株式会社ノーリツ社外監査役
2018年４月　日本弁護士連合会副会長
2019年３月　株式会社ノーリツ社外取締役（監査等委員）（現任）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
弁護士としての豊富な経験を活かし、法律の専門家として当社の経営全般に対して提言をいただき、また、独立社外取締役かつ任意の機関である指名報酬委員会の委員として的確な関与・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
並びに重要な兼職の状況</th><th>所有する当
社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>かとう　とおる
加　藤　　徹
(1942年６月23日生)
再任　社外　独立</td><td>1969年４月　大阪大学法学部助手
1993年１月　法学博士（早稲田大学）（現任）
1997年４月　関西学院大学法学部教授
2011年４月　名古屋経済大学大学院法学研究科教授
　　　　　　関西学院大学名誉教授（現任）
2012年１月　当社取締役（現任）
2016年４月　名古屋経済大学名誉教授（現任）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
　大学教授、学会理事などを務められた豊富な経験と、会社法等法律研究の第一人者としての深い知見を有しておられ、それらを活かし、当社の経営全般に対して提言をいただき、また、独立社外取締役かつ任意の機関である指名報酬委員会の委員として的確な関与・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>あか　にし　よし　ふみ
赤　西　芳　文
(1948年３月５日生)
再任　社外　独立</td><td>1972年４月　最高裁判所司法研修生
1974年４月　神戸地方裁判所判事補
1992年４月　大阪法務局訟務部付検事
1993年４月　大阪法務局訟務部長
2007年１月　神戸家庭裁判所長
2008年10月　大阪高等裁判所判事部総括
2013年６月　弁護士登録（大阪弁護士会）（現任）
2013年９月　大阪府公益認定等委員会委員
2014年４月　近畿大学法科大学院教授（現任）
2017年１月　当社取締役（現任）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
　裁判官としてのキャリアが長く、その豊富な経験を活かし、法律の専門家として当社の経営全般に対して提言をいただき、また、独立社外取締役かつ任意の機関である指名報酬委員会の委員として的確な関与・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	吉川博巳（よしかわひろみ） (1953年5月13日生) 新任 社外 独立	1976年４月　大塚製薬株式会社入社 2001年７月　大塚製薬株式会社取締役 2007年７月　大塚製薬株式会社常務取締役 2009年４月　株式会社大塚製薬工場専務取締役 2017年３月　株式会社大塚製薬工場顧問 2017年９月　株式会社エムネス取締役 2018年11月　株式会社エムネス取締役ＣＯＯ 2020年３月　株式会社エムネス顧問（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由】 他業界における企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営全般にわたる課題の指摘や提言をいただくことにより、当社の持続的な成長、企業価値の向上、経営の健全性の確保並びにコーポレート・ガバナンスの強化が期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．正木靖子、加藤徹、赤西芳文及び吉川博巳の４氏は社外取締役候補者であります。４氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって正木靖子氏は13年、加藤徹氏は９年、赤西芳文氏は４年となります。また、吉川博巳氏は新任の社外取締役候補者であります。

３．当社は、正木靖子、加藤徹及び赤西芳文の３氏との間で、法令が定める額を限度に損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、３氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、吉川博巳氏が選任された場合は、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

４．当社は、正木靖子、加藤徹及び赤西芳文の３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、３氏が原案どおり選任されますと、引き続き独立委員として東京証券取引所に届け出る予定であります。また、吉川博巳氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任されますと、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

メ　モ

株主総会会場ご案内略図

開催場所が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

会場 兵庫県宝塚市栄町一丁目１番33号
宝塚ホテル １階 宝寿の間

交通機関 阪急電鉄「宝塚駅」徒歩４分
JR宝塚線「宝塚駅」徒歩７分

（注）駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

HI-LEX
株式会社ハイレックスコーポレーション

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。